

大仙市工事検査実施要領

(目的)

第1 この要領は、大仙市工事検査規程（平成17年訓令第81号。以下「規程」という。）に基づく検査を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の要領)

第2 検査は、原則として実測によるものとし、「工事検査の基準」（別表第1）により行うものとする。

(検査区分)

第3 規程第5条に規定する検査員の検査を行う区分は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該検査員以外の検査員に検査を行わせることができる。

検査区分表

検 査 区 分	1. 完成検査	ア	1件の契約額が130万円を超える工事については、規程第5条第1号の検査員（以下「専任検査員」という。）が行う。
		イ	1件の契約額が130万円以下の工事については、規程第5条第2号の検査員（以下「指定検査員」という。）が行う。
	2. 中間検査	ア	1件の契約額が130万円を超える工事については、専任検査員が行う。
		イ	複数年に亘る工事で各年度区切りにおいて1件の支払額が130万円を超える場合は、専任検査員が行う。
		ウ	1件の契約額が130万円以下の工事については、指定検査員が行う。
	3. 出来形検査	ア	指定検査員が行う。

(検査の時期及び要請)

第4 工事を担当する課所等の長（以下「工事担当課長」という。）は、専任検査員の検査を要する工事について規程第6条に規定する検査の時期を見通して、工事検査要請書（様式第1号）を契約検査課長に提出し、設計内訳書のすべての工事区分（工種・種別・細別）等について受験日の前日までに完成確認を行うものとする。

2 中間検査で、専任検査員に検査要請する場合は、様式第1号により行うものとする。

3 中間検査は、完成後では出来形、品質の適否を容易に確認し難い工事又は完成後では手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督吏員の実施する段階確認をもってこれに替えることもできる。

4 指定検査員が検査を行う場合においては、前3項の規定を準用する。この場合において、第1項及び第2項中「専任検査員」とあるのは「指定検査員」と、第1項中「契約検査課長」とあるのは「事業主管部長又は支所長」と読み替えるものとする。

(検査の依頼)

第5 専任検査員に対し検査業務が一時に集中し、検査を速やかに行うことが出来ないときは、契約検査課長は工事担当課長と協議のうえ指定検査員に検査を依頼することができる。

(関係者)

第6 規程第7条第1項の「工事の施行に係る関係者」とは、次の者をいう。

- (1) 施行主体責任者
- (2) 工事請負責任者及び現場担当責任者
- (3) 工事監督吏員

(検査に対する準備)

第7 規程第7条第2項の「検査上必要な機械器具、帳簿等」とは、別表第2に掲げるものをいう。

(検査後の措置)

第8 規程第8条の規定による改善を要する事項については、軽易なものを除き工事担当課長と協議するものとし、その結果に基づき工事担当課長は必要な措置を講ずるものとする。

2 軽易な手直し工事をするとき、指示書(様式第2号)により指示し、それが完成したときは、手直し工事完成報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(検査報告書)

第9 規程第8条に規定する検査報告書は、様式第4号の1及び様式第4号の2とする。

附 則

この要領は、平成17年 3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。